別添資料３

第五次
足立区一般廃棄物処理基本計画
（素案）

2027 年度 ～ 2036 年度

2027 年（令和９年）３月
足立区環境部 足立清掃事務所

目次

<< 本編 >>

第１章　計画策定の趣旨 1
１　計画の目的 1
２　計画の位置づけ 1
３　計画の基本的考え方 3
４　計画期間 6
５　進捗管理 6
６　対象となる廃棄物 8

第２章　現状における課題の整理 9
１　地域特性に関する課題 10
２　ごみ減量・資源化に関する課題 12
３　ごみの適正処理に関する課題 14

第３章　ごみ減量と資源化推進の取組み 15
基本方針１　廃棄物減量の推進 15
（１）家庭におけるごみ減量の取組み 15
（２）事業者におけるごみ減量の取組み 16
（３）食品ロス削減の取組み 16
（４）ライフスタイルの多様化に伴う脱炭素の取組み 17
（５）若年層の単身世帯や外国人等へのごみの分別意識の普及啓発 17
（６）ごみ減量施策の情報発信の強化 17
（７）家庭ごみ有料化の調査・検討 17
（８）戸別収集の調査・情報収集 18

基本方針２　持続可能な資源利用への転換 19
（１）資源の分別徹底に向けた取組み 19
（２）プラスチック分別回収の定着に向けた取組み 20
（３）集団回収活動の活性化と支援策の拡充 21
（４）資源持去り対策の強化 21

目　次

（５）資源ごみ買取市事業者数の拡大.....21
（６）新たな資源化品目の検討.....22
（７）粗大ごみのリユース施策.....22

基本方針３　廃棄物適正処理の推進.....23
（１）ごみ集積所の美化対策.....23
（２）不法投棄対策.....23
（３）効率的な収集・運搬体制の確立.....24
（４）事業系ごみの自己処理責任に基づく廃棄物の適正処理.....24
（５）事業用大規模建築物への排出指導.....25
（６）事業系有料ごみ処理券貼付等の指導.....25
（７）リチウムイオン電池等の処理困難物の適正処理.....26
（８）水銀含有廃棄物の適正処理.....26
（９）災害廃棄物への対応.....26
（10）埋立処分場の延命化.....26

第４章　生活排水処理基本計画.....27
１　生活排水の現状.....27
２　基本方針.....28
３　施策・事業の展開.....28

本計画の構成

<< 本編 >>
第１章「計画策定の趣旨」
　計画の目的や位置づけ、基本的考え方、計画期間、対象となる廃棄物の設定

第２章「現状における課題の整理」
　清掃事業における課題の分析

第３章「ごみ減量と資源化推進の取組み」
　基本方針、計画期間に実施する様々な施策や目標値の明示

第４章「生活排水処理基本計画」
　し尿及び生活雑排水の処理計画の明示

第１章　計画策定の趣旨

１　計画の目的

区ではごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を長期的･総合的視点から体系的に明らかにすることを目的とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

「第五次足立区一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、清掃・リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応することを目的に策定するものです。

【参考】これまでの改定状況

＼	一般廃棄物処理基本計画	計画期間	策定
1	足立区一般廃棄物処理基本計画	平成 12 年度～23 年度	平成 12 年 3 月
2	第二次足立区一般廃棄物処理基本計画	平成 18 年度～32 年度	平成 18 年 11 月
3	第三次足立区一般廃棄物処理基本計画	平成 26 年度～35 年度	平成 26 年 3 月
4	第四次足立区一般廃棄物処理基本計画	平成 31 年度～令和 10 年度	平成 31 年 3 月

２　計画の位置づけ

（１）根拠法令等

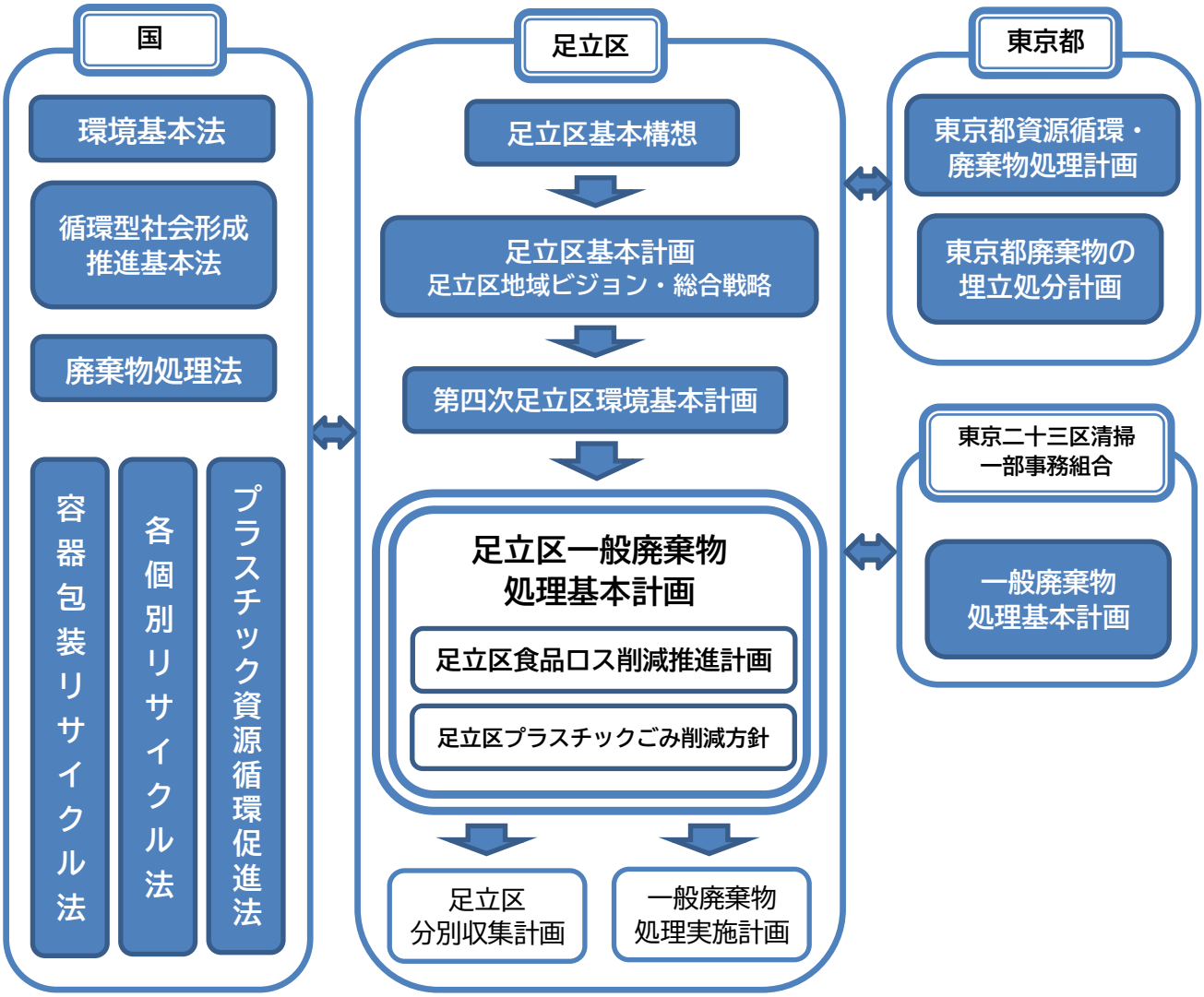
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第１条の３に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下、「条例」という。）第 32 条第１項に規定する計画です。

（２）各行政計画との関係

足立区基本構想及び足立区基本計画、第四次足立区環境基本計画における「循環型社会の構築」の目標を達成していくための具体的施策を定めていきます。

あわせて、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画や方針等と連携を図っています。

図１−１　一般廃棄物処理基本計画と関係法令等



３　計画の基本的考え方

（１）基本理念

平成 20 年 6 月、区では地球温暖化問題の現状と防止策の必要性を区民とともに考える「環境サミット in 足立」を開催しました。これをきっかけとして、区民・事業者の地球環境に対する関心が高まり、環境分野を重要施策として推進し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを本格化させました。

ア　自然災害等への対応

近年頻発する大規模な風水害や地震等を通じて、「危機に対する備え」の重要性が改めて認識され、災害時にも機能する持続可能な社会を目指します。

イ　プラスチック資源の循環利用

国際的に問題となっているプラスチックについて、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。今後、資源回収を徹底するとともに、資源の循環利用を図ります。

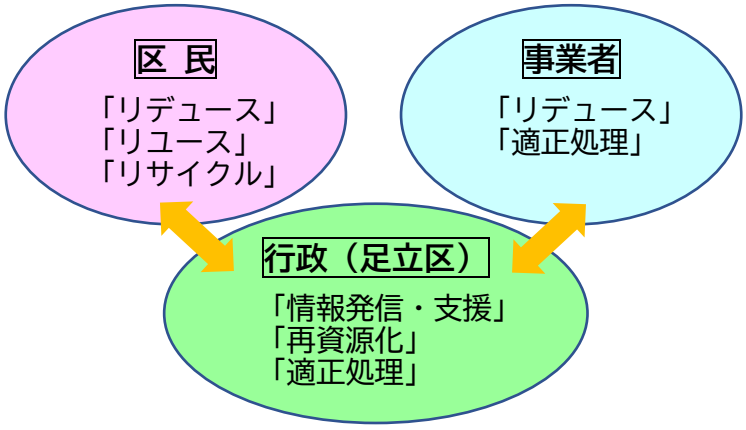
ウ　食品ロス削減の取組み

食品ロスの削減をはじめ、区民の生活様式や事業活動のあり方の見直しなど、限りある資源を有効に活用していきます。

こうした社会情勢の変化により、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、「リデュース（ごみを作り出さない）」、「リユース（繰り返し使う）」の実践が不可欠です。
その上で、「リサイクル（再資源化する）」や「適正処理」をするために、区民一人ひとりのライフスタイルの転換や行動変容など、従来の生産・消費・廃棄という一方向の社会経済活動から脱却し、SDGs の理念にも通じる持続可能な循環型社会の形成を目指します。

（２）区民・事業者・行政の役割

条例に基づき、区民・事業者・行政が相互に連携し、ごみを生み出さない工夫を創り出していくことが必要不可欠です。そのためには、区民・事業者・行政のそれぞれが役割を自覚し、実践していくことが必要です。



（３）区民の役割と行動

ア　「リデュース（ごみを作り出さない）」の推進

一人ひとりがごみの排出者として、持続可能な循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、ごみ減量に繋がる行動を積極的に実践する。

① 新たに購入するものが本当に必要かよく考えてから購入する。衝動買いは控える。
② 買い物する際は、マイバックを持参し、レジ袋等不要な包装の削減に取り組む。
③ 小売店などで、不必要な箸やフォーク・スプーンを受け取らない。
④ 飲食する際に、不必要なストローを使わないようにする。
⑤ 「消費期限や賞味期限をチェックする」「食材は必要な分だけ購入する」「食べ残しをしないようにする」など、食品ロスを発生させないようにする。
⑥ 調理くずなどの生ごみは、十分に水切りをしてから捨てる。

イ　「リユース（繰り返し使う）」の推進

ものを繰り返し使うことにより、買ったものをできる限り長い期間使用していくことで、使い捨てのライフスタイルを見直していく。

① 家具等の耐久消費財等は修理するなど、長い期間大切に使用する。
② マイボトルやリターナブルびん（洗って繰り返し使用できるびん）を利用する。
③ 不用品はリサイクルショップ、フリーマーケットアプリ等を活用し、必要とする人に利用してもらう。

ウ　「リサイクル（再資源化）」の推進

不用になったものは、できる限りリサイクルするとともに、ごみや資源が適正に処理されるよう正しく分別し、ルールを守って排出し、まちの美化に努める。

① 町会や自治会、マンションなどは、集団回収活動に積極的に参加する。
② スーパーなどの事業者が実施している店頭回収に積極的に参加する。
③ ごみや資源を正しく分別することで、適正に処理できるよう協力する。
④ 資源回収場所・ごみ集積所を清潔に保ち、まちの美化に努める。
⑤ 資源持去り行為や不法投棄・落書きを見かけた際は、区への通報に協力する。

（４）事業者の役割と行動

ア　「リデュース（ごみを作り出さない）」の推進

法令を遵守し、環境に配慮した事業活動を行うことにより、ごみそのものを作り出さない事業活動への転換を図る。

① ごみ排出量や再資源化率など目標を設定し、環境に配慮した職場環境をつくり、従業員や取引先に対する環境教育を推進する。
② 過剰な包装などを削減するために、レジ袋の有料化やマイバッグの推奨などに積極的に取り組む。
③ 小売店などで、箸やフォーク・スプーン、ストローの提供については、必要最低限にする。

イ　適正処理の推進

積極的にリサイクルを行い、リサイクルできない廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理する。

① 事業系ごみは自己処理責任の原則に基づき、事業者自ら処分場に持込処分するもののほか、廃棄物処理業者に収集・運搬や処分を委託する。
② 区の定める基準に該当し、資源回収場所・ごみ集積所に排出する事業者は、排出量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼付する。

（５）行政の役割と行動

ア　「リデュース（ごみを作り出さない）」の推進
イ　「リユース　（繰り返し使う）」の推進
ウ　「リサイクル（再資源化）」の推進

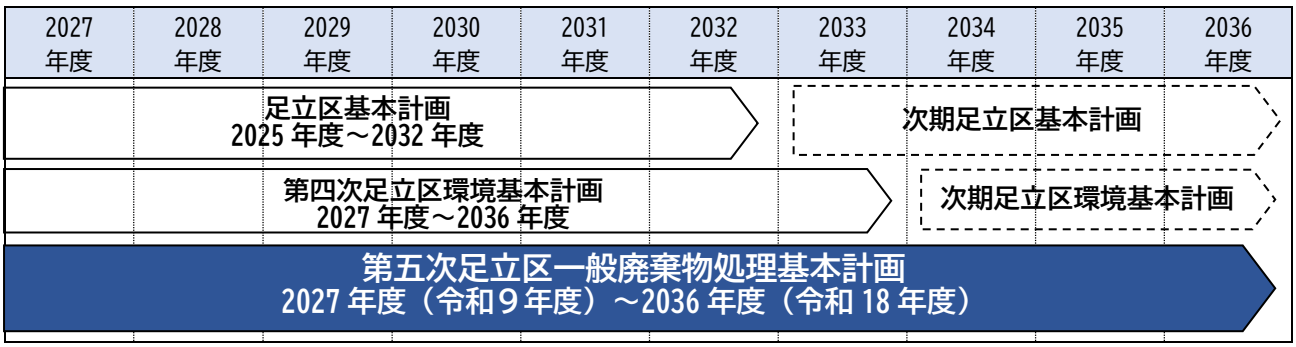
環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、実践する取り組みを支援する。

① 区民・事業者に対して、ごみ減量による効果などを分析・数値化し、様々な機会を情報発信することで、家庭や事業者が実践できるような普及啓発活動の充実に努める。
② 家庭や事業者が、リデュース「ごみを作り出さない」・リユース「繰り返し使う」を実践した上で排出したごみについては、環境負荷に十分配慮した上で、適正かつ効率的に処理する。また、分別していただいた資源化可能物は、有効活用されるようなリサイクル「再資源化」を行なう。

４　計画期間

本計画は、2027 年度から 2036 年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、計画の前提状況等に大きな変動が生じた場合には適宜見直しを行います。

図１－２　計画期間



５　進捗管理

本計画は、各施策における指標に基づき、行政評価制度等を通じて、PDCA サイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）により進捗管理します。

図１－３　PDCA サイクルのイメージ図

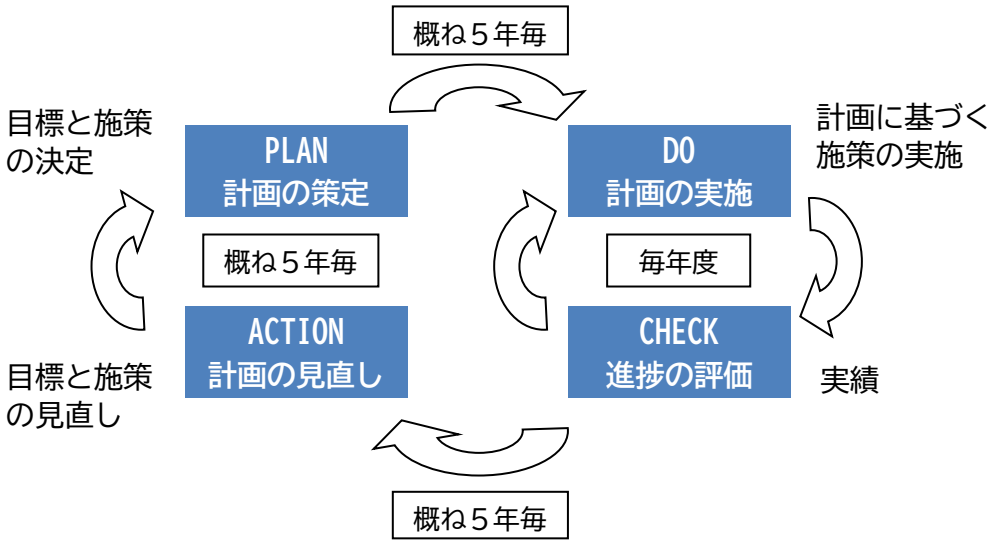


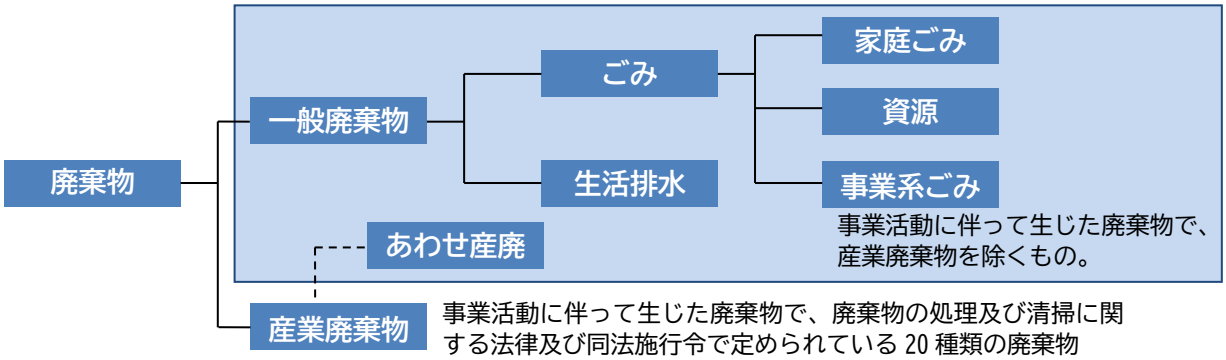
図１－４　第五次一般廃棄物処理基本計画の指標一覧

基本方針	ごみ減量と資源化の施策	指標区分	具体的な指標・取組み
１　廃棄物減量の推進	(1)家庭におけるごみ減量の取組み	【活動】	① 燃やすごみに含まれる生ごみの割合
		【成果】	② 区内の年間ごみ量(区収集ごみ＋事業系持込ごみ)
		【成果】	③ 1人1日あたりの家庭ごみ排出量
	(2)事業者におけるごみ減量の取組み	【活動】	① マイバッグを使用し、レジ袋を断っている人の割合
		【成果】	② レジ袋がごみとして排出されている割合
	(3)食品ロス削減の取組み	【成果】	① 燃やすごみに含まれる未利用食品の割合
	(4)ライフスタイルの多様化に伴う脱炭素の取組み	(取組)	ごみの発生抑制の取組みを推進
	(5)若年層の単身世帯や外国人等へのごみの分別意識の普及啓発	【活動】	① SNS等による情報発信の回数
		【活動】	② ごみ分別アプリの多言語登録端末数(英語・中国語・韓国語)
		【成果】	③ ごみと資源の分別を実行している人の割合(20代)
	(6)ごみ減量施策の情報発信の強化	【活動】	① 広報物等の全戸配布による周知回数
		【成果】	② ごみと資源の分別を実行している人の割合
	(7)家庭ごみ有料化の調査・検討	(取組)	導入状況や実施効果を検討
	(8)戸別収集の調査・情報収集	(取組)	導入状況や実施効果を検討
２　持続可能な資源利用への転換	(1)資源の分別徹底に向けた取組み	【活動】	① 燃やすごみに含まれる雑がみの割合
		【成果】	② 資源化率(資源化量÷ごみ総量)
	(2)プラスチック分別回収の定着に向けた取組み	【活動】	① イベント等での分別に関する周知回数
		【成果】	② プラスチック回収量
	(3)集団回収活動の活性化と支援策の拡充	【活動】	① 集団回収登録団体数
		【成果】	② 集団回収量
	(4)資源持ち去り対策の強化	【活動】	① 行政処分の件数
		【成果】	② 古紙行政回収量
	(5)資源ごみ買取市事業者数の拡大	【活動】	① 資源ごみ買取市開催数
		【成果】	② 資源ごみ買取実績
	(6)新たな資源化品目の検討	【活動】	① 新たな資源化品目数
		【成果】	② 資源化量(行政回収＋燃やさないごみ・粗大ごみ資源化＋集団回収)
		【成果】	③ 1人1日あたりの資源回収量
	(7)粗大ごみのリユース施策	(取組)	新たな取組みの検討
３　廃棄物適正処理の推進	(1)ごみ集積所の美化対策	【活動】	①「とりコン」設置箇所
		【成果】	② 集積所改善及び調査数
	(2)不法投棄対策	【活動】	① 不法投棄・落書き通報協力員登録者数
		【成果】	② 不法投棄処理個数
	(3)効率的な収集・運搬体制の確立	(取組)	効率的な収集・運搬体制の構築
	(4)事業系ごみの自己処理責任に基づく廃棄物の適正処理	【活動】	① 事業用大規模建築物の排出指導件数
		【成果】	② 事業系ごみ排出量(持込ごみ)
	(5)事業用大規模建築物への排出指導	【活動】	① 事業用大規模建築物の排出指導件数
		【成果】	② 事業用大規模建築物の排出ごみの再利用率
	(6)事業系有料ごみ処理券貼付等の指導	【活動】	① 事業系ごみの排出指導件数
		【成果】	② 事業系有料ごみ処理券の貼付率
	(7)リチウムイオン電池等の処理困難物の適正処理	(取組)	適正処理の助言・指導、回収体制の充実
	(8)水銀含有廃棄物の適正処理	(取組)	適正排出・適正処理の周知
	(9)災害廃棄物への対応	(取組)	災害廃棄物処理体制の強化
	(10)埋立処分場の延命化	(取組)	ごみ減量と資源化の推進

６　対象となる廃棄物

本計画は、区内で発生する「一般廃棄物」と「あわせ産廃」※を対象とします。

図１－５　対象となる廃棄物



※あわせ産廃とは、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する産業廃棄物をいいます（廃棄物処理法第 11 条第２項）。また、区が処理する基準は以下のとおりです。

（１）区が収集する範囲

区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の事業系廃棄物については、条例第９条第２項に基づき、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則とするが、条例第 33 条第２項及び条例第 47 条に基づき、区が処理する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」については、次のとおりです。

ア　「事業系一般廃棄物」の処理は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認める場合とし、その処理基準は以下のとおりです。

イ　「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」の処理は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内とし、その処理基準は以下のとおりです。

（２）区が処理する基準

区の処理を利用できる事業者は、一事業者（所）につき、次のア、イの両方に該当する場合とする。

ア　１回あたりの集積所に出すごみ量が 90ℓ 以下（目安として 45ℓ 袋で２袋まで）

イ　常時使用する従業員の数が 20 人以下

（３）区が処理する「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第２条第４項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第２条に掲げる「産業廃棄物」のうち、次の「産業廃棄物」に限定します。

品目は、廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業・加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ガラスくず及び陶磁器くずとなっています。

なお、処理基準に該当する場合であっても、家庭廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じると認められるときは、区は処理を行わないことができます。

第２章　現状における課題の整理

これまでも、第四次足立区一般廃棄物処理基本計画に基づき、様々な課題解決に向けて進めてきましたが、改めて現状における様々な課題について整理しました。

図 2－1　現状における課題（一覧）

区分	課題	掲載
1　地域特性に関する課題	(1) 人口の増加	P.10
	(2)高齢者人口の増加	P.10
	(3) 単身世帯の増加	P.11
	(4) 外国人人口の増加	P.11
2　ごみ減量･資源化に関する課題	(1) さらなるごみ減量の推進	P.12
	(2) ごみに混入する資源化可能物	P.12
	(3) 資源化率の伸び悩み	P.13
3　ごみの適正処理に関する課題	(1) 集積所のカラス被害	P.14
	(2) 収集･運搬体制の効率化	P.14
	(3) リチウムイオン電池等の適正処理の確保	P.14
	(4) 清掃工場への水銀含有廃棄物の混入	P.14
	(5) 災害廃棄物対策	P.14
	(6) 限りある埋立処分場	P.14

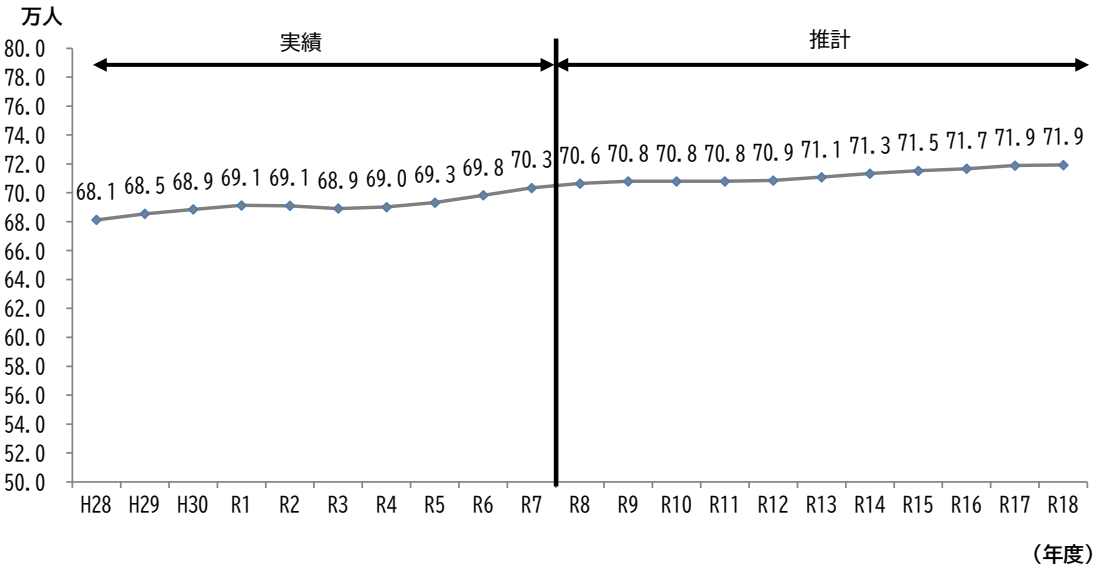
１　地域特性に関する課題

（１）人口の増加

人口（外国人含む）は、令和３年１月１日現在の 691,002 人から令和８年１月１日現在では 703,369 人に増加しています。足立区人口推計（中位推計）の補正値では、概ね年々増加し、令和 18 年には 719,254 人と見込まれています。

対応　**人口の増加を見据えた収集運搬・処理体制の整備**

図 2-2　人口の推移

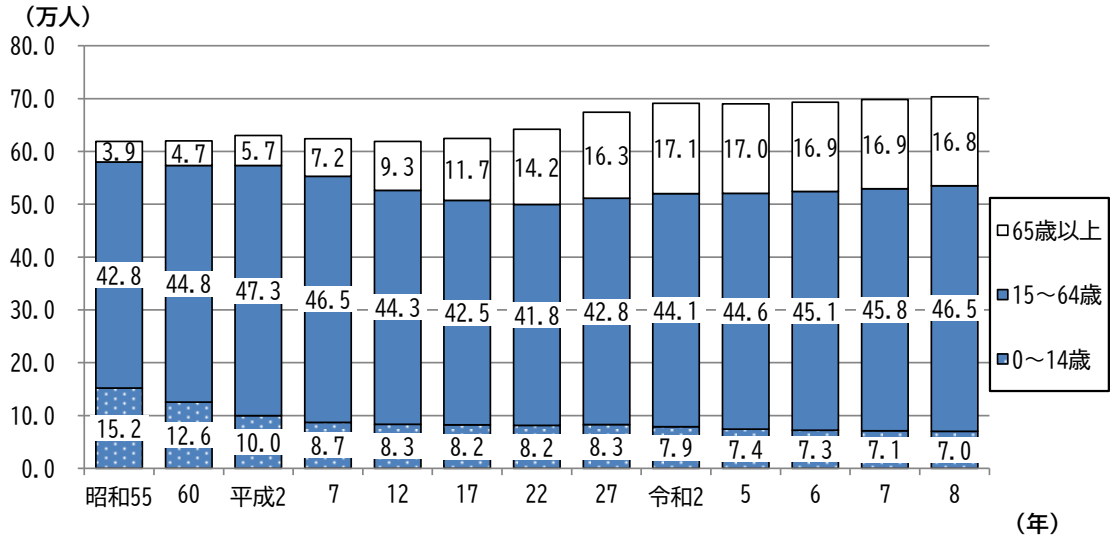


（２）高齢者人口の増加

高齢者人口（65 歳以上）は、令和２年１月１日現在の 171,378 人から令和８年１月１日現在では 168,265 人に増加しています。人口に占める高齢者の割合は、24.8%から 23.9%と減少していますが、高い割合となっています。

対応　**ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした施策の整備**

図 2-3　年齢別人口の推移

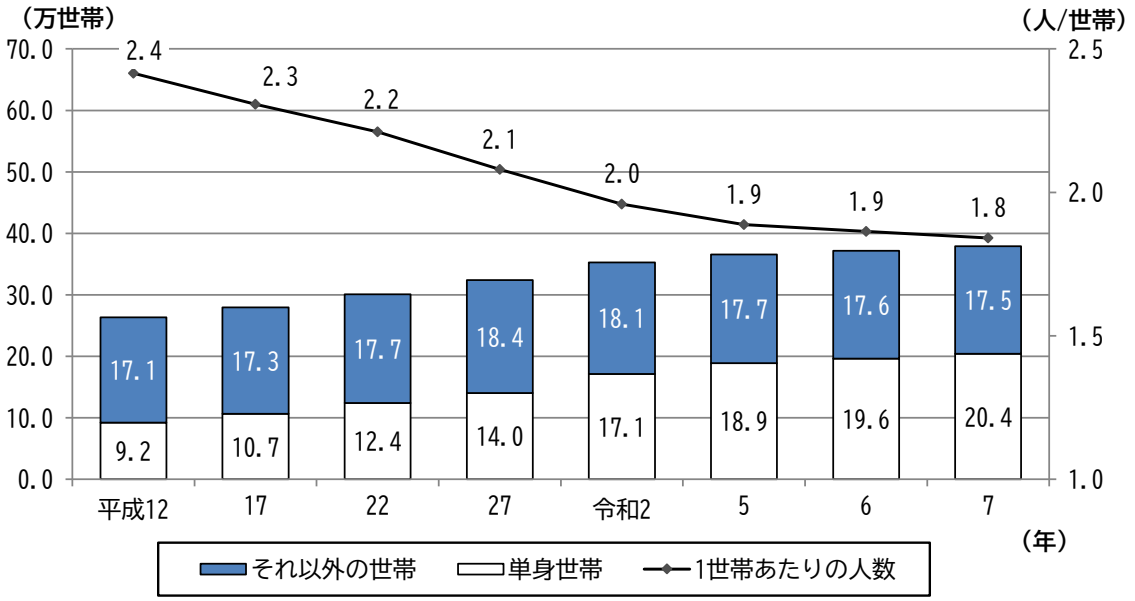


（３）単身世帯の増加

単身世帯数は、令和２年１月１日現在の 171,487 世帯から令和７年１月１日現在では 204,081 世帯に増加しています。今後も、エリアデザイン地域の再開発等により単身世帯の増加が見込まれています。

対応　**より一層のごみや資源の分別方法等のきめ細かい周知**

図 2-4　世帯数・1 世帯あたりの人数の推移

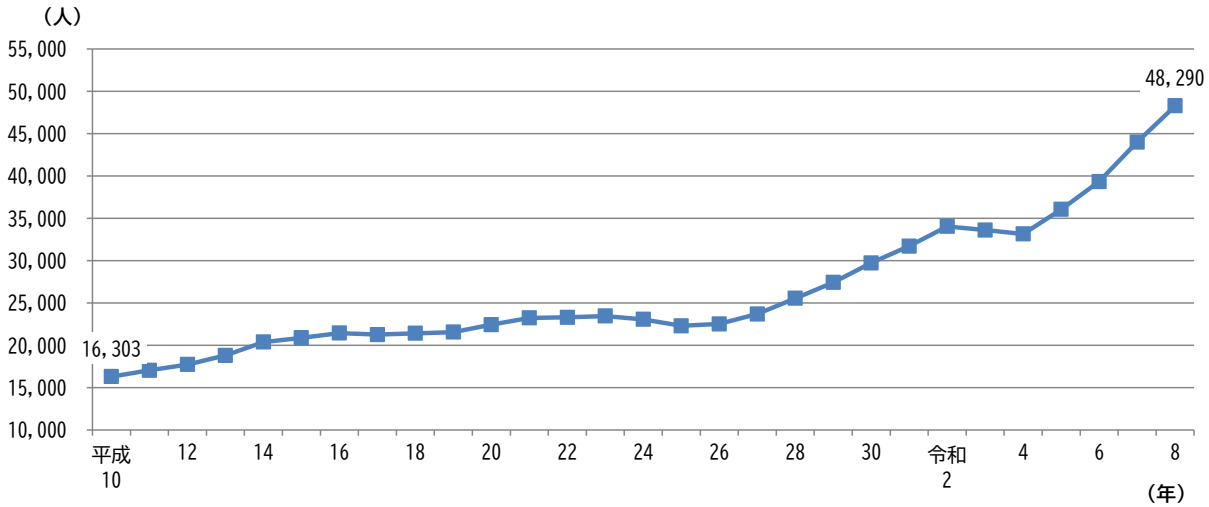


（４）外国人人口の増加

外国人人口は、令和３年１月１日現在の 33,606 人から令和８年１月１日現在では 48,290 人と増加しています。

対応　**ごみや資源の分別方法や排出ルールについて、多言語による周知**

図 2-5　外国人人口の推移



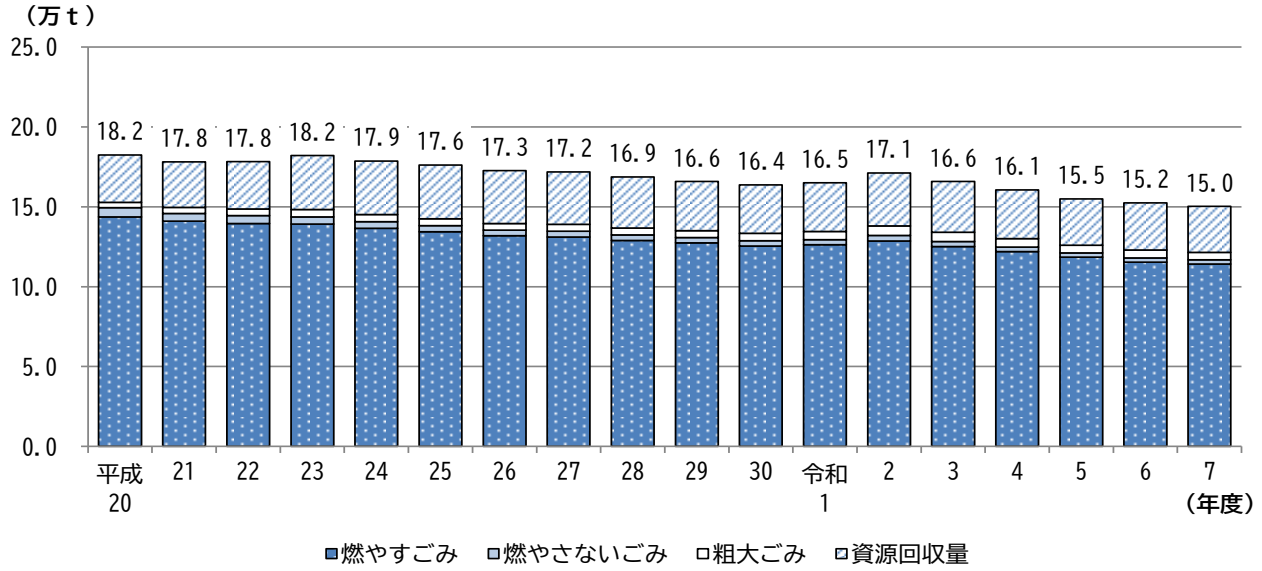
２　ごみ減量・資源化に関する課題

（１）さらなるごみ減量の推進

区収集ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）と資源回収量（集団回　収含む）の合計は、減少傾向にあります。今後は、「リデュース（ごみを作らない）」の推進が重要です。

対応　**区民一人ひとりの３Ｒの意識啓発**

図 2-6　区収集ごみ及び資源回収量の推移

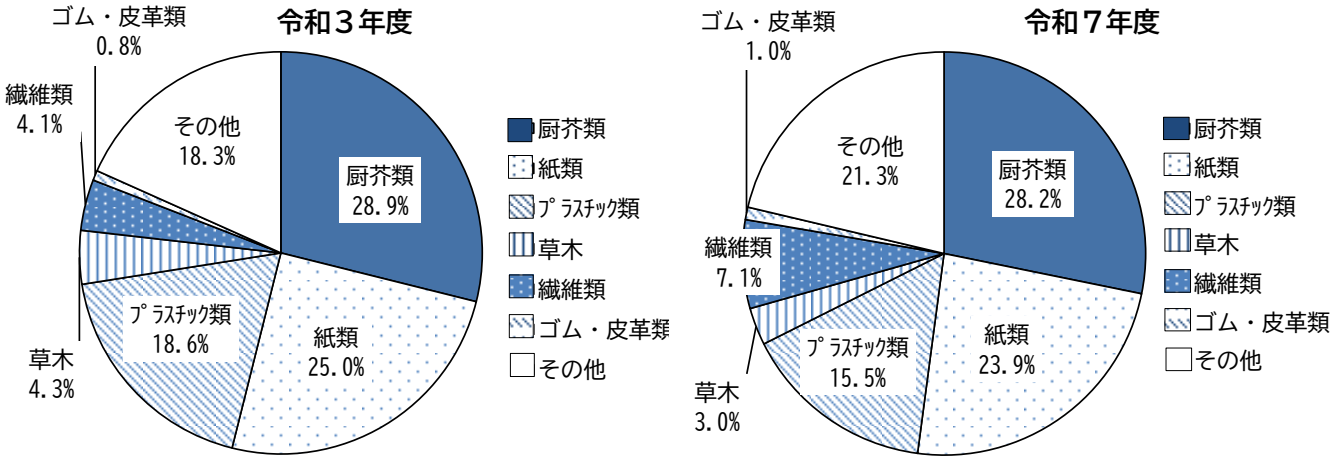


（２）ごみに混入する資源化可能物

令和７年度のごみ組成調査によると、家庭から出る燃やすごみの中には、本来資源に含まれるものが 11.5%含まれています。

対応　**資源になる紙類などの分別の徹底**

図 2-7　区内の家庭ごみの組成割合推移

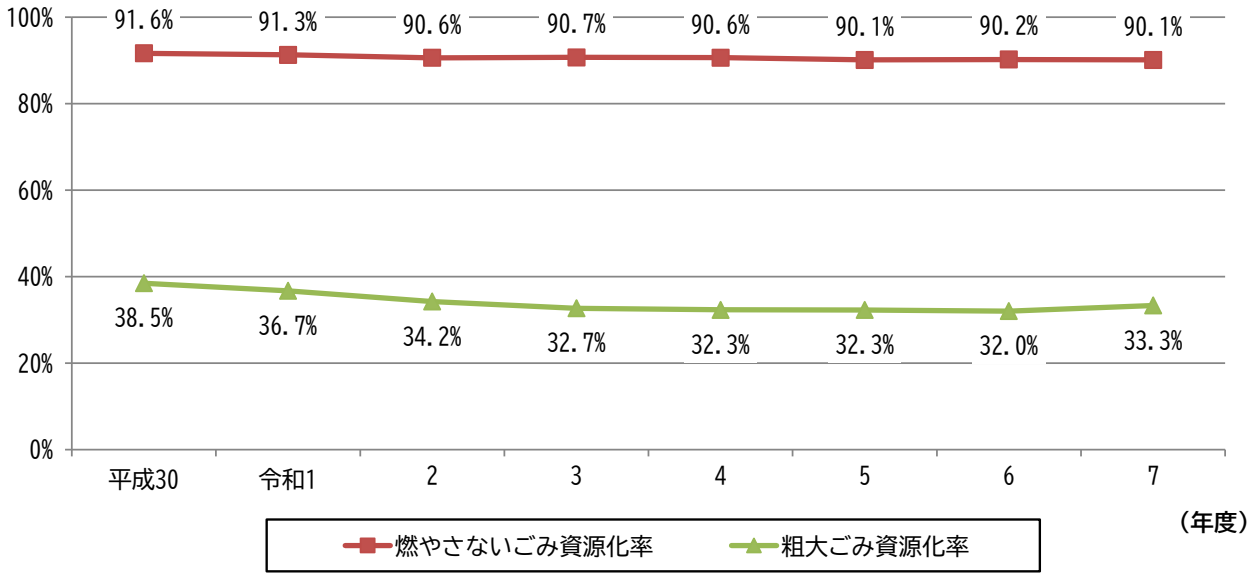


（３）資源化率の伸び悩み

区の資源化事業のうち、燃やさないごみの資源化率は 90%以上と高い資源化率を維持しています。粗大ごみの資源化率は 40%を目標としていますが、令和7年度は、33.3%となっています。

対応　**費用対効果を踏まえた、新たな資源化品目の検討**

図 2-8　資源化率の推移



３　ごみの適正処理に関する課題

（１）集積所のカラス被害

区内には、約 33,000 箇所の集積所があります。分別が徹底されず、不適切な管理がされている集積所が多くあり、カラス等による被害が増加しています。

対応　**分別指導や不法投棄の防止、「とりコン」を活用したカラス被害対策**

（２）収集・運搬体制の効率化

資源化率を向上させつつ持続可能なごみ処理体制を維持するためには、ごみ処理（収集運搬、処理処分）や資源化に係る経費を低減する必要があります。

対応　**効率的な収集・運搬体制の整備**

（３）リチウムイオン電池等の適正処理の確保

区内でもリチウムイオン電池等の小型充電式電池の混入による収集車両や処理施設の火災等の事故が発生しています。

対応　**適正処理の周知や回収体制の充実**

（４）清掃工場への水銀含有廃棄物の混入

23 区内の清掃工場では、水銀含有廃棄物が原因で焼却炉が停止するトラブルが発生しています。平成 27 年には「水銀による環境の汚染に関する法律」が公布されました。

対応　**適正排出・適正処理の周知**

（５）災害廃棄物対策

近年、地震や豪雨等の自然災害が頻発・激甚化しており、大規模災害時における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の重要性が一層高まっています。

対応　**災害廃棄物処理計画の実効性と継続的な見直し**

（６）限りある埋立処分場

23 区のごみは、焼却処理や中間処理を経て、東京都の管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に埋め立てられています。この処分場は東京港最後の処分場であるため、できる限り延命化する取組みが求められています。

対応　**区民一人ひとりのごみ減量や資源化への取組**

第３章　ごみ減量と資源化推進の取組み

基本方針１　廃棄物減量の推進

すべての「ひと」が率先して、日常的にごみを作り出さない「リデュース」を推進し、特に未利用食品の廃棄や食材の過剰除去、紙類等の資源ロスを意識した生活を実践します。

また、協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫し、情報を共有することで、より一層のごみ減量に繋げていきます。

（１）家庭におけるごみ減量の取組み

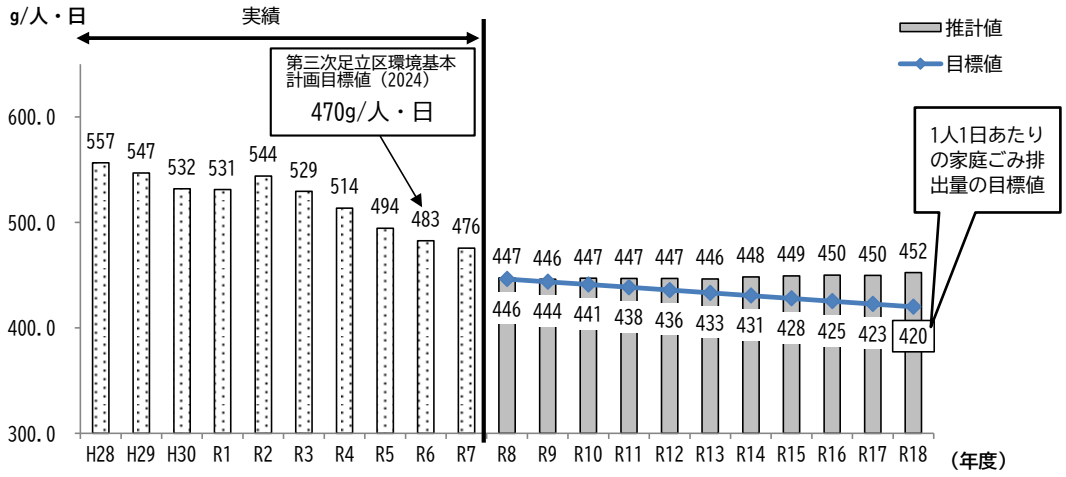
令和７年度の燃やすごみの組成調査によると、生ごみが約 30%を占めています。生ごみは約 80%が水分とされているため、水切りを行なうだけでごみの減量に大きな効果があります。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	燃やすごみに含まれる生ごみの割合	28.2%	20.0%
成果	区内の年間ごみ量（区収集+事業系持込ごみ）	158,944ｔ	143,796ｔ
成果	１人１日あたりの家庭ごみ排出量(※)	473.4ｇ/人・日	420.0ｇ/人・日

（※）家庭ごみ排出量には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業系ごみを含む。

１人１日あたりの家庭ごみ排出量の個別目標値

図 3-1　１人１日あたりの家庭ごみ排出量の実績・推計・目標値



資料：足立の環境のごみ量と足立区人口推計から算出。

【本計画の目標値設定】

本計画においては、区民一人ひとりが取り組むべき目標値として、１人１日あたりの家庭ごみ量「燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ」を目標値として設定します。

区が現状の施策を継続した場合、区の人口推計が将来的にほぼ横ばいになることにともない、図 4-2 の推計値のとおりごみ量もほぼ横ばいとなります。それに対し、厨芥ごみに約 80%含まれている水分の水切りを徹底することを啓発していくことで、さらなるごみ減量につなげ、令和 18 年度の区民１人１日あたりの家庭ごみ排出量 420ｇ/人・日を目標値とします。

（⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編 54 ページ資料・図 7-2 参照）

（２）事業者におけるごみ減量の取組み

過剰包装対策やレジ袋の削減のため、簡易包装やマイバッグ等の利用を推進します。

また、不要なフォークやスプーン、ストローなどを提供しない取組みにより、使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）削減に向けた普及・啓発を推進します。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	マイバッグを使用し、レジ袋を断っている人の割合（世論調査）	77.8%	85.0%
成果	レジ袋がごみとして排出されている割合	0.7%	0.2%

（３）食品ロス削減の取組み

未利用食品の廃棄や食品の過剰除去が主な要因である食品ロス削減に向け、「食材は必要な分だけ購入する」「食材を無駄なく使い切る」「食べ残しをしない」など家庭で実践できる取組の普及・啓発を推進します。

また、消費しきれない食材はフードドライブやフードシェアリングサービスを活用するとともに、飲食店の「3010 運動」の普及など、より一層の食品ロス削減を推進していきます。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
成果	燃やすごみに含まれる未利用食品の割合	2.9%	1.5%

（４）ライフスタイルの多様化に伴う脱炭素の取組み

区民一人ひとりが消費者として、リデュース（ごみの発生抑制）に取り組むことが、ごみの減量や資源循環を推進する上で最も重要です。「買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない」「必要な量だけ買うこと」「詰め替え可能な商品や再生品、環境に配慮した製品を積極的に選択する行動」を促進します。

（５）若年層の単身世帯や外国人等へのごみの分別意識の普及啓発

若年層の単身世帯では、ごみの分別意識やリサイクルへの関心が比較的低い傾向が見られます。また、区民には外国人も多く、その数は年々増加傾向にあります。若年層や外国人等が、資源・ごみの分別やごみ出しの情報を得やすいように、足立区ごみ分別アプリ（多言語対応）や SNS 等による情報発信の充実を図るとともに、ごみの分別方法について、「やさしい日本語」に加えて「多言語」を活用した情報提供に努めます。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	SNS 等による情報発信の回数（ごみの分け方・出し方）	70 回/年	90 回/年
	ごみ分別アプリの多言語登録端末数（英語・中国語・韓国語）	3,761 台	8,000 台
成果	ごみと資源の分別を実行している人の割合（世論調査・20 代）	66.4%	80.0%

（６）ごみ減量施策の情報発信の強化

区民や事業者が具体的に取り組むことができるごみ減量の方法について、「資源とごみの正しい分け方・出し方」（冊子）等の配布や、ホームページ、SNS 等を活用した情報発信により、ごみ減量への意識と　行動変容を促していきます。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	広報物等の全戸配布による周知回数	4 回/年	3 回/年
成果	ごみと資源の分別を実行している人の割合（世論調査）	85.2%	90.0%

（７）家庭ごみ有料化の調査・検討

家庭ごみの有料化については、ごみの減量や資源化、最終処分場の延命化に効果が期待できる一方、実施方法や実施時期、ごみ収集経費の増大や不法投棄の増加など様々な課題を抱えています。そのため、２３区全体で慎重に検討をしていく必要があります。

（８）戸別収集の調査・情報収集

戸別収集は、家庭ごみを有料化する場合には、ごみの減量や不法投棄対策に有効な施策の一つと考えられます。収集運搬の効率性や区民サービスの向上の観点からも、他区の導入状況や実施効果を踏まえながら、引き続き調査・研究を進めます。

基本方針２　持続可能な資源利用への転換

協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫するとともに、情報を共有し、アイデア等を持ち寄り、検討を重ねることで、より一層に繰り返し使えるものは使用「リユース」するとともに、資源の再生利用「リサイクル」を拡充し、限りある資源を有効活用する取り組みを実践します。

（１）資源の分別徹底に向けた取組み

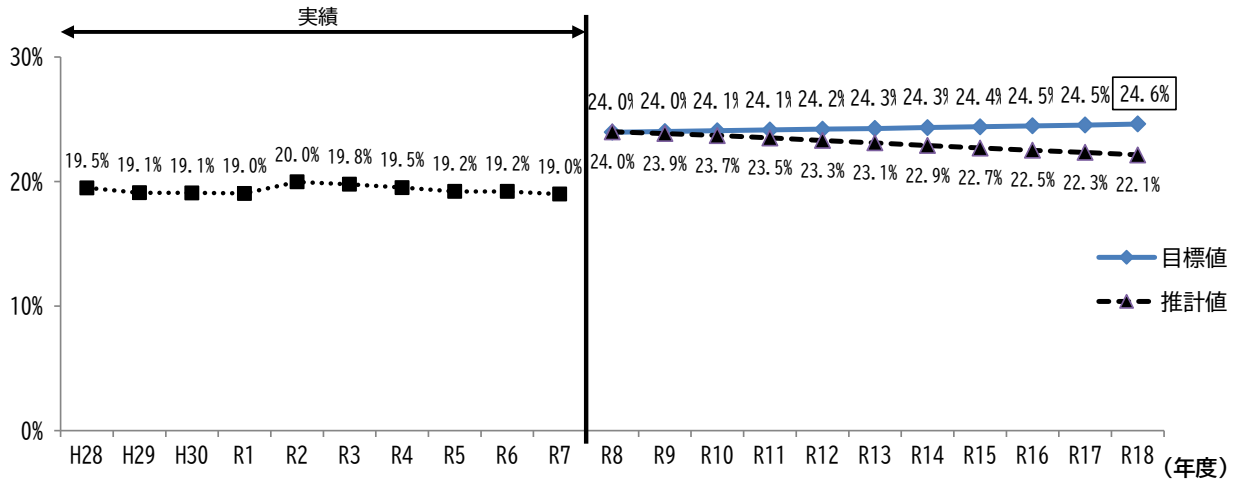
ごみの分別を徹底することは、ごみの減量と資源化の推進につながります。燃やすごみの中には、包装紙やお菓子の紙箱などに代表される雑がみをはじめ、プラスチック製容器包装など、資源化可能なものが多く含まれています。

プラスチックについては、令和８年度から区内全域で分別回収の実施が始まっており、雑がみについては、「雑がみ回収袋」や「資源になる紙類大辞典」を活用した周知を図ることで、より一層のごみ減量と資源化率の向上に努めていきます。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	イベント等での分別に関する対面周知回数	4 回/年	4 回/年
成果	燃やすごみに含まれる雑がみの割合	10.2%	5.1%
成果	資源化率（資源化量÷ごみ総量）	19.6%	24.6%

資源化率の個別目標値

図 3-2　資源化率の実績・推計・目標値



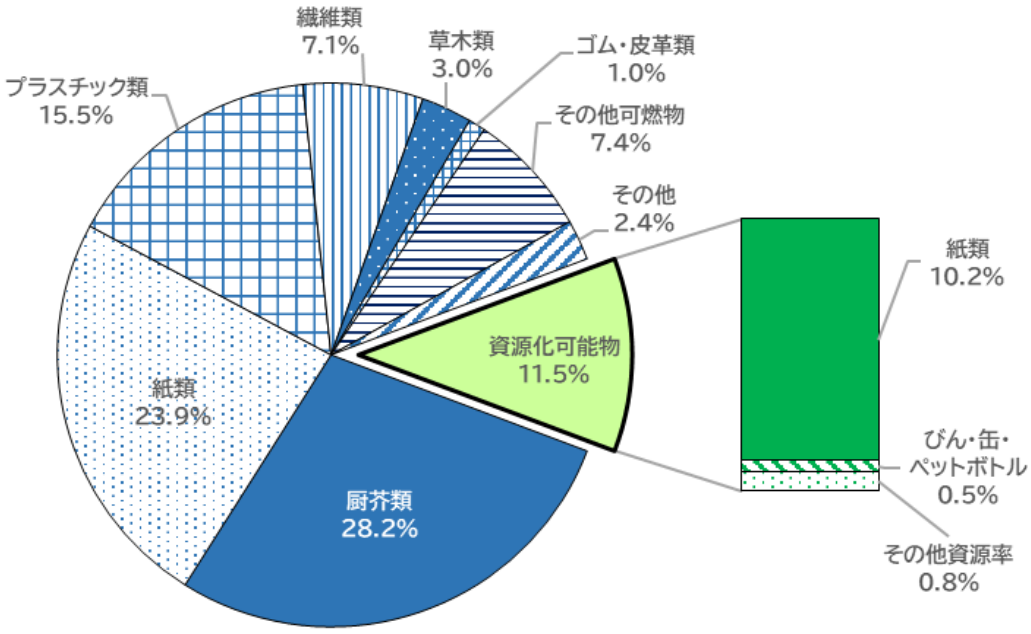
資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、家庭ごみ排出量の予測・目標値を基に算出。

【本計画の目標値設定】

本計画においても、家庭ごみの削減目標を前提に、更なる資源化を目指した目標値を設定します。これまでも、燃やさないごみの資源化、粗大ごみの資源化などを行い、ごみの減量と資源化率の向上に取り組んできました。引き続き、ごみ減量に向けた啓発を行なうとともに、費用対効果を十分に踏まえた新たな資源化品目の検討し、令和18年度の資源化率24.6%を目標値とします。

（⇒推計値及び目標値の分析方法については、資料編58ページ資料・図7-8参照）

図3-3　燃やすごみに含まれる資源化可能物の割合



資料：令和７年度足立区一般廃棄物排出実態調査報告書

（２）プラスチック分別回収の定着に向けた取組み

令和８年度から区内全域でプラスチック分別回収を実施しています。プラスチックを資源化することで、CO2 排出量の削減及び資源の有効活用をするとともに、資源化率の向上を図ります。引き続き、アナログ周知とデジタル周知、イベント等での対面周知を併用し、効果的な広報活動により分別の定着を目指します。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和18年度）
活動	SNS等による情報発信の回数（プラスチック回収）	62回/年	60回/年
成果	プラスチック回収量	1,129ｔ/年	8,000ｔ/年

（３）集団回収活動の活性化と支援策の拡充

高齢化による担い手の減少等による登録団体の減少を食い止め、効率的な資源回収の実現に向けた施策を展開するため、既存の支援策（市況に応じた報奨金の見直しや作業補助用具の無料貸出しなど）に加えて、集合住宅管理団体への登録案内等を実施し、登録団体の増加に向けて取り組んでいきます。

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 18 年度）
活動	集団回収登録団体数	852 団体	800 団体
成果	集団回収量	6,157ｔ/年	5,000ｔ/年

（４）資源持去り対策の強化

平成 22 年 4 月に「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源持去り行為を禁止し、資源持去り防止パトロール、GPS 端末器による取り締まり、違反者への過料等の措置を行った結果、古紙の行政回収量は以前より増加傾向を維持しています。区民の関心が高く、取り締まりに対する要望も多いため、区内警察署と連携した取り締まりを強化するなど、更なる持去り対策を実施していきます。

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 18 年度）
活動	行政処分の件数 （罰金・氏名公表・過料等）	2,922 件	2,000 件
成果	古紙行政回収量	9,188ｔ/年	9,300ｔ/年

（５）資源ごみ買取市事業者数の拡大

より一層のごみ減量と資源循環を推進するため、区内の再資源化事業者と連携し「資源買取市」を実施しています。また、市場の需要を踏まえ、買取品目の追加や一部事業者による平日買取など、区民が利用しやすいよう事業者に働きかけてきました。今後は、市場の需要に応じて、さらなる買取品目の増加について検討していきます。

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 18 年度）
活動	資源ごみ買取市開催数	283 回/年	307 回/年
成果	資源ごみ買取実績	88ｔ/年	123ｔ/年

（６）新たな資源化品目の検討

プラスチック製容器包装やプラスチック製品の資源化については、区内全域でプラスチックの分別回収を開始し、資源循環の推進を図っています。

今後も引き続き、資源として回収した場合の費用対効果を踏まえ、新たな資源化品目の拡充を検討していきます。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	新たな資源化品目の数	１品目	１品目
成果	資源化量（行政回収+燃やさないごみ・粗大ごみ資源化+集団回収）	28,713ｔ/年	33,265ｔ/年
成果	１人１日あたりの資源回収量	111.8ｇ/人・日	132.3ｇ/人・日

（７）粗大ごみのリユース施策

区では、不用品の再活用（リユース）のため民間事業者による一括査定サービス「おいくら」を活用した事業を開始し、ごみの減量に努めています。引き続き、粗大ごみのリユース施策に関する新たな取組みを検討していきます。

基本方針３　廃棄物適正処理の推進

多様化する社会に向け、普及啓発や排出指導を徹底するとともに、協創の理念に基づき、区民・事業者・行政がそれぞれ主体的に工夫し、情報を共有することで、環境負荷と生活環境に配慮した適正な廃棄物処理を実践します。

（１）ごみ集積所の美化対策

不適正な分別や排出ルールを守らない集積所については、警告シールを貼付した上での取り残し対策や、ふれあい指導によるきめ細やかな指導を行い改善に努めます。

また、集積所のカラス被害などによるごみの散乱については、ごみ収集ボックス「とりコン」の利用促進や防鳥ネットの適正利用で、ごみ集積所の美化対策を行っていきます。

【参考】区内の集積所数（令和７年 10 月末）：32,491 箇所

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	「とりコン」設置箇所（累計）	3,294 箇所	5,000 箇所
成果	集積所改善及び調査数	1,083 件	850 件

（２）不法投棄対策

不法投棄の総合窓口「不法投棄 110 番」や「不法投棄通報協力員制度」により、不法投棄物への迅速な対応が可能となることや、「落書き 110 番」による通報によって、落書きを放置しない・消去することにより、まちの美化対策につながっています。

また、土地の所有者・管理者が看板や防犯カメラの設置など再発防止に取り組むことを条件に、区は支援の一環として民有地の不法投棄物の撤去を行っています。

不法投棄対策や落書き対策を推進することで、区内の美観を維持するとともに、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	不法投棄・落書き通報協力員登録者数（累計）	5,356 人	6,456 人
成果	不法投棄物処理個数	6,881 個	3,914 個

（３）効率的な収集・運搬体制の確立

ごみ処理にかかる経費の多くは収集・運搬にかかる経費が占めています。ごみの減量を推進するとともに、ごみの量等に応じた効率的な収集・運搬体制の構築やごみ収集支援システム導入の検討など、収集ルートの最適化を図ることで、収集・運搬経費の抑制及び、CO2 排出量削減等の環境負荷の低減に努めます。

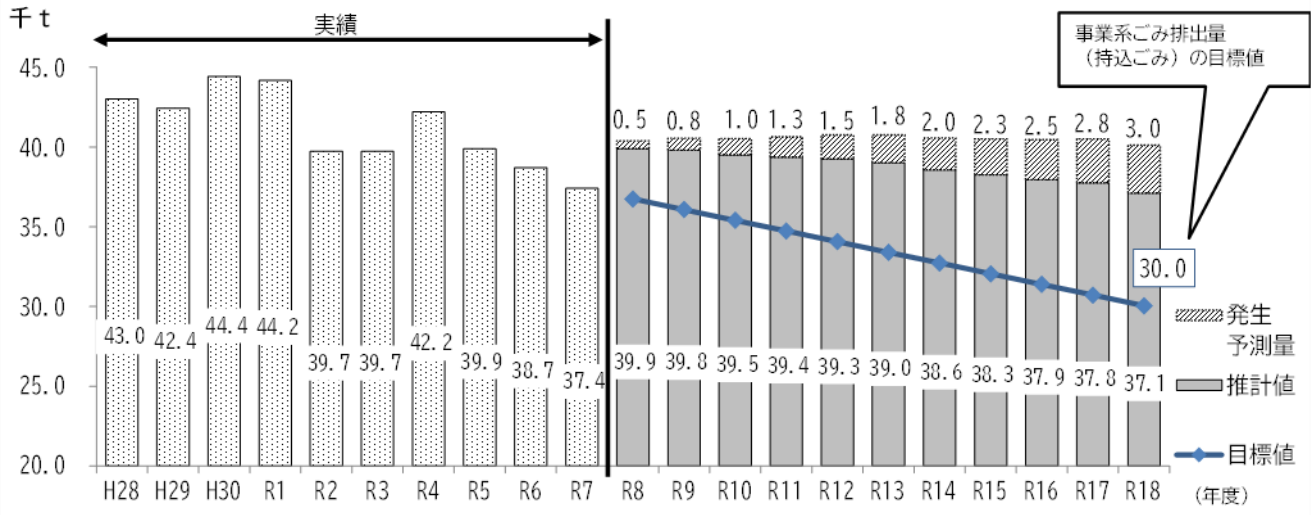
（４）事業系ごみの自己処理責任に基づく廃棄物の適正処理

事業所から出るごみは、自己処理責任に基づき自ら処理しなければなりません。区の処理基準を超えるごみを排出し、区の収集を利用している事業者については、許可事業者による収集への移行を促すなど、適正処理の徹底を図ります。また、資源化可能物の清掃工場への搬入規制等に基づき、事業系ごみの削減を図ります。

指標名		現状値（令和７年度）	目標値（令和 18 年度）
活動	事業用大規模建築物の排出指導件数	117 件/年	100 件/年
成果	事業系ごみ排出量（持込ごみ）	37,415 t	30,047 t

事業系ごみ排出量（持込ごみ）の個別目標値

図 3-5　事業系ごみ排出量（持込ごみ）の実績・推計・目標値



※発生予測量とは、区収集に排出される事業系ごみが、持込ごみに移行すると予測される量。
資料：足立の環境のごみ量から算出。推計と目標値は、令和年度東京都就業者数の予測人口を基に算出。

【本計画の目標値設定】

区が現状の施策を継続した場合、区の就業者数の減少にともない、推計値のとおり事業系ごみ排出量（持込ごみ）も少量ですが減少していくことが予測されます。

引き続き、区の処理基準を超える事業所については、区の収集から自己処理責任に基づき自ら処理するよう指導していきます。そのことにより、持込ごみとして排出される事業系ごみは、図 4-6 の発生予測量のとおり経年的に増加していくことが見込まれますが、排出・発生抑制を徹底することで、令和 18 年度においては、目標値 30,047ｔ/年に抑制します。

（⇒推計値及び目標値の分析方法については資料編 60 ページ資料・図 7-12 参照）

（５）事業用大規模建築物への排出指導

延床面積 1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、事業所で生じる廃棄物について、再利用計画書の提出を義務づけ、ごみ減量を推進しています。あわせて、廃棄物管理責任者を対象に講習会を実施し、ごみ減量と資源化についての知識の習得補助や取組の促進を図っています。また、延床面積 1,000 ㎡以上の事業所に対し、ごみの分別や資源化への取組状況を把握するための指導・助言を行っています。

なお、ごみ減量と資源化に積極的に取り組んでいる事業者に感謝状を贈呈し、より一層のごみ減量と資源化に努めるよう促していきます。

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 18 年度）
活動	事業用大規模建築物の 排出指導件数	117 件/年	100 件/年
成果	事業用大規模建築物の 排出ごみの再利用率	※10 月頃、確定予定	目標値設定

（６）事業系有料ごみ処理券貼付等の指導

区の処理基準を満たしている小規模事業者は、事業系有料ごみ処理券を貼付の上、区の収集を利用することができます。事業系ごみの適正な排出方法を情報発信していくとともに、訪問調査や排出指導を実施し、適正排出の徹底を図ります。

指標名		現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 18 年度）
活動	事業系ごみの排出指導件数	224 件	260 件
成果	事業系有料ごみ処理券の 貼付率	－	100.0%

（７）リチウムイオン電池等の処理困難物の適正処理

有害性や危険性などにより処理が困難な廃棄物は、区による収集や処理ができません。区が収集できない廃棄物について、処理先や処理方法を案内し、適正な処理が行われるよう助言・指導していきます。

また、処理困難物については、製造・販売事業者による回収・リサイクル体制の充実や適正処理の推進について、国や関係事業者へ必要な働きかけを行うとともに、利便性を考慮した持込場所の設置等を検討していきます。

（８）水銀含有廃棄物の適正処理

蛍光管や水銀体温計、水銀血圧計などの水銀含有廃棄物については、排出時に破損しないよう、蛍光管は購入時の包装箱に入れるなど、品目に応じた適正な排出方法の周知を図ります。

また、収集した水銀含有廃棄物は、専門事業者において資源化・適正処理を行い、環境負荷の低減に努めます。

（９）災害廃棄物への対応

国の災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画等を踏まえ策定した足立区災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保に努めます。

また、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、関係機関との連携や訓練、必要に応じた計画やマニュアルの見直しなど、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

（10）埋立処分場の延命化

今ある埋立処分場をできる限り長く使用していくため、中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の現状や課題について、区民に周知することで、より一層のごみ減量及び資源化を推進します。

第４章　生活排水処理基本計画

１ 生活排水の現状

（１）生活排水の排出状況

足立区の下水道は概成 100%、普及率で 99%であり、下水道普及地域では、し尿を含む生活排水のほとんどが、公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、浄化槽※1 あるいはくみ取りによる処理を行っています。令和８年３月 31 日現在で、浄化槽設置基数は 316 基、くみ取り戸数は 102 戸で、年々減少傾向にあります（表 4-1）。

一方、事業活動によって生じた、し尿混じりのビルピット汚泥※2、事業系し尿等も排出されています。

表 4-1　区内のし尿くみ取り戸数・量及び浄化槽設置基数・浄化槽汚泥等

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
くみ取り戸数（戸）	143	140	128	117	102
くみ取りし尿（kl）	267.6	234.8	215.3	208.4	160.11
ビルピット汚泥（kl）	96.8	106.7	101.7	107.5	115.1
浄化槽設置基数（基）	390	350	348	335	316
浄化槽汚泥（kl）	446.8	362.7	337.8	364	334.1

※1 水洗トイレの汚水（し尿）と台所や風呂等の生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理して、下水道以外に放流するための装置。
※2 地下階を有するビルやホテル等から出る、汚水・雑排水を貯留する合併槽等に溜まった汚泥をビルピット汚泥といい、これにし尿が混じったものをし尿混じりのビルピット汚泥といいます。

（２）家庭系し尿

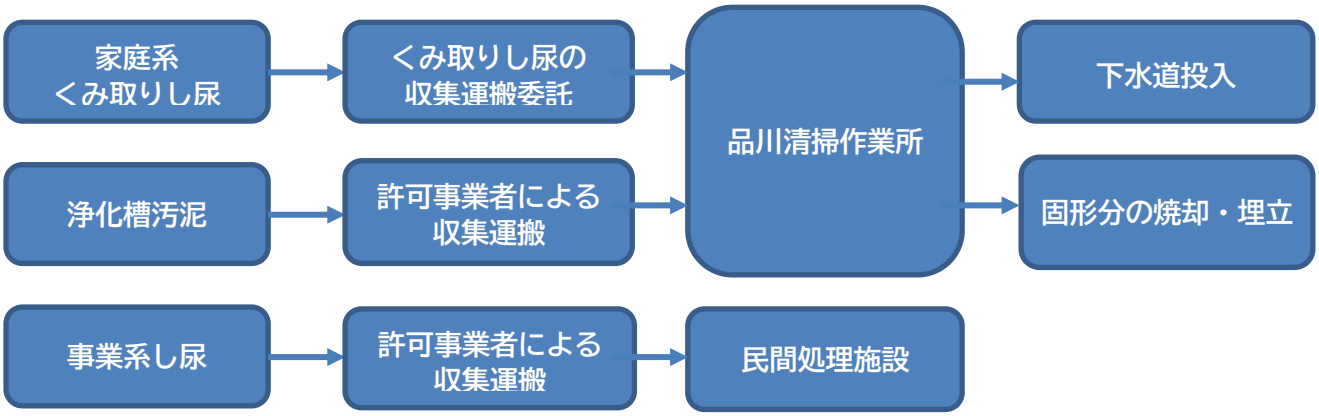
家庭から排出されるし尿については、区が委託した事業者により収集を行っています。収集したし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道処理施設である品川清掃作業所へ運搬しています。しさ（汚水の中に含まれる固形不純物）等の不純物を取り除き、希釈等により下水排除基準を満たす状態に処理した後に下水道に投入し、処理過程で発生する残さは、焼却され埋め立てられています（図 6-2）。

区の汲み取り世帯は、住宅等の建替えや下水道の普及により年々減少しています。

（３）事業系し尿

事業活動によって生じた、し尿混じりのビルピット汚泥や仮設トイレのし尿については、排出事業者責任の原則に基づき、事業者自らが適正に処理することが必要です。許可を受けた事業者に収集・運搬を委託し、許可を受けた処理施設等において適正処理を行っています。

図 4-2　し尿等の収集運搬・処理の流れ



２　基本方針

区の下水道普及率は既に 99%以上となっています。そのため、下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は出来る限り公共下水道によって処理することを基本方針としています。

既存の一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして、区が事業者委託により収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行うこととしています。区が担っている収集・運搬については、より効率的な体制の検討を進めます。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業活動にともなって排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、今後も引き続き民間事業者による収集・運搬体制を基本としていきます。

３　施策・事業の展開

（１）下水道への接続の促進

下水道処理区域内の非下水道世帯については、下水道法に基づいて水洗化が義務付けられています。これに基づいて下水道への接続を促進し、くみ取り世帯の減少を図り、区民生活の衛生面の向上を目指します。

（２）し尿の収集・運搬及び処分

し尿の収集・運搬については、引き続き区が事業者に委託して実施します。また、くみ取り世帯の減少にともない、効率的な収集・運搬体制の構築を目指します。し尿の処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行い、処理後の水分を下水道へ放流するなど、適正な処理を行います。

（３）し尿収集の有料化の検討

下水道告示地域内で下水道に接続していないくみ取り世帯については、下水道料金の負担がされている一方、下水道未告示地域内のくみ取り世帯については、下水道料金の負担がなく、収集を行っている区も料金の徴収をしていません。このように、くみ取り世帯間においても料金の負担に差が生じているため、受益者負担の原則により有料化とその方法について検討していきます。

（４）浄化槽汚泥の処理

浄化槽汚泥については、浄化槽清掃業の許可業者が収集・運搬し、品川清掃作業所で処理しています。浄化槽の機能を維持するために、定期的な保守点検と清掃を行うよう広報等を通じて区民に対して情報を発信していきます。

（５）事業者責任の徹底

事業活動にともなって排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、排出事業者責任による自己処理を徹底します。

（６）ディスポーザー汚泥の処理

ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）については、一般廃棄物許可業者が収集・運搬し、品川清掃作業所で処理しています。

（７）災害時の対応

災害時には、避難所に速やかに仮設トイレを設置するなど、避難した区民のトイレを確保します。また、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体あるいは災害協定を締結した民間事業者等と連携し、災害時のし尿収集が遅滞なく行えるように体制を整備します。